

プロジェクト **減価償却**  
**減価償却に関する平成 28 年度税制改正への対応**  
 項目 **ーコメント募集のための公開期間の検討**

**本資料の目的**

1. 本資料は、仮に「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い（案）」（以下「実務対応報告案」という。）を公表する場合の、コメント募集のための公開期間について審議することを目的とする。

**コメント募集のための公開期間**

2. 企業会計基準等の草案の公開期間については、「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）において、「公開の期間は、原則として、2 ヶ月以上とする。ただし、重要性や緊急性を勘案し、委員会の議決により、短縮することができる。」と定められている（適正手続規則第 19 条第 3 項）。

この適正手続規則を受けて、公開草案の公開期間は、通常 2 ヶ月としている。

3. 公開草案の公開期間を 1 ヶ月以下としていたケースとして、例えば、次のものがある。

公開草案のタイトル	募集期間
実務対応報告公開草案第 33 号(実務対応報告第 5 号の改正) 「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その 1)(案)」及び 実務対応報告公開草案第 34 号(実務対応報告第 7 号の改正) 「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その 2)(案)」	平成 22 年 5 月 20 日～平成 22 年 6 月 8 日
実務対応報告公開草案第 36 号(実務対応報告第 5 号の改正) 「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その 1)(案)」	平成 23 年 2 月 4 日～平成 23 年 3 月 1 日
実務対応報告公開草案第 37 号 「改正法人税法及び復興財源確保法に伴う税率変更等に係る四半期財務諸表における税金費用の実務上の取扱い(案)」	平成 23 年 12 月 22 日～平成 24 年 1 月 11 日

4. 今回開発している実務対応報告案は、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得する建物付属

設備及び構築物の減価償却方法を定額法に変更するケースを検討対象としており、現時点ですでに建物付属設備及び構築物を取得する取引が開始していることを踏まえると、実務対応報告案の最終化に向けて緊急性が高いと考えられる。

したがって、実務対応報告案に係る公開期間は、1ヶ月に短縮することとしてはどうか。

#### ディスカッション・ポイント

- ・ 仮に実務対応報告案を公表する場合、公開期間を1ヶ月に短縮することについてご意見を伺いたい。

以 上